

令和7年度 第1回 龍ヶ崎市国民健康保険運営協議会

日 時：令和7年4月24日（木）

午後1時30分から午後3時まで

場 所：龍ヶ崎市役所5階全員協議会室

次 第

1. 開 会

2. 議 事

（1）龍ヶ崎市国民健康保険税条例の改正内容について

（2）その他

3. 閉 会

令和7年度 第1回
龍ヶ崎市国民健康保険運営協議会

日 時：令和7年4月24日（木）
午後1時30分から午後3時まで
場 所：龍ヶ崎市役所5階全員協議会室

議 事

(1) 龍ヶ崎市国民健康保険税条例の改正内容

① 賦課限度額の引き上げ

地方税法施行令の改正に合わせ、「医療給付費分」と「後期高齢者支援金分」の賦課限度額を引き上げるもの（「介護納付金分」は据え置き）。

区 分	改正前	改正後
医療給付費分	65万円	66万円 (+ 1万円)
後期高齢者支援金分	24万円	26万円 (+ 2万円)
介護納付金分	17万円	17万円 (据え置き)
合 計	106万円	109万円 (+ 3万円)

■ 賦課限度額の推移（平成20年度以降）

区 分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
医療給付費分	47万円		50万円	51万円					52万円	54万円
後期高齢者支援金分	12万円		13万円	14万円					16万円	17万円
介護納付金分	9万円	10万円		12万円					14万円	16万円
合 計	68万円	69万円	73万円	77万円					81万円	85万円

区 分	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
医療給付費分	58万円	61万円	63万円	65万円	65万円	65万円	65万円	66万円	
後期高齢者支援金分	19万円				20万円	22万円	24万円	26万円	
介護納付金分	16万円			17万円					
合 計	93万円	96万円	99万円	102万円	104万円	106万円	108万円	109万円	

議 事

(1) 龍ヶ崎市国民健康保険税条例の改正内容

② 低所得者にかかる軽減判定基準額の見直し

地方税法施行令の改正に合わせ、均等割5割・2割軽減の軽減措置の判定基準額を見直すもの（「7割軽減」の判定基準は変更なし）。

【現行】

軽減割合	世帯全員（世帯主+被保険者等の数）の所得の合計額
7割	43万円 + 10万円×（給与所得者等の数-1）以下
5割	43万円 + 29.5万円×（被保険者等の数） + 10万円×（給与所得者等の数-1）以下
2割	43万円 + 54.5万円×（被保険者等の数） + 10万円×（給与所得者等の数-1）以下

【改正後】

世帯全員（世帯主+被保険者等の数）の所得の合計額
43万円 + 10万円×（給与所得者等の数-1）以下
43万円 + 30.5万円×（被保険者等の数） + 10万円×（給与所得者等の数-1）以下
43万円 + 56万円×（被保険者等の数） + 10万円×（給与所得者等の数-1）以下

③ 条例改正の影響（限度超過世帯数および軽減世帯数）

令和7年度の本算定前のため、令和6年度末（令和7年3月末時点）の所得データ等を使用（参考値）。

■ 限度額超過世帯数の見込み

令和6年度の医療給付費分・後期高齢者支援金分の限度超過世帯のすべてに影響（医療分：約90世帯／支援分：約150世帯）。

医療給付費分は、旧限度額（65万円）を超過する世帯のうち、2世帯は賦課額が65万円から新限度額の66万円の間に分布し、残りの世帯は66万円を超過する見込み。

後期高齢者支援金分は旧限度額（24万円）を超過する世帯のうち、約2割の世帯（約30世帯）は賦課額が24万円から新限度額の26万円の間に分布し、残りの約8割の世帯（約120世帯）が26万円を超過する見込み。

議 事

(1) 龍ヶ崎市国民健康保険税条例の改正内容

③ 条例改正の影響（限度超過世帯数および軽減世帯数）

■ 軽減判定基準額見直しによる軽減世帯数の見込み

限度額超過世帯と同様に令和7年度の本算定前のため、令和6年度末（令和7年3月末時点）の所得データ等を使用（参考値）。軽減判定基準額の見直し（引き上げ）により、保険税の軽減世帯の増減は、5割軽減で医療・支援金分・介護分を合わせて70世帯程度、2割軽減で医療・支援金分・介護分を合わせて40世帯程度増える見込み。

【5割軽減】（2割軽減→5割軽減に変更）

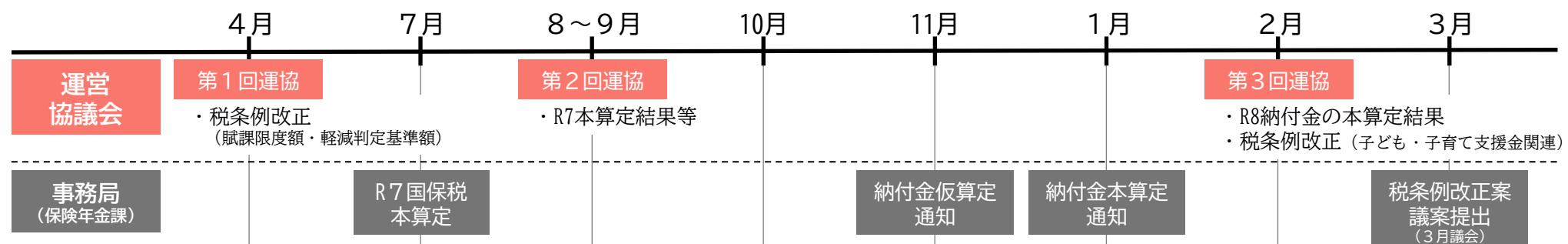
区分	令和6年度	令和7年度 (参考値)	増減 (参考値)
医療給付費分・ 後期高齢者支援金分	1,398世帯	1,449世帯	+51世帯
介護納付金分	555世帯	573世帯	+18世帯

【2割軽減】

区分	令和6年度	令和7年度 (参考値)	増減 (参考値)
医療給付費分・ 後期高齢者支援金分	1,434世帯	1,462世帯	+28世帯 (+79世帯-51世帯)
介護納付金分	494世帯	505世帯	+11世帯 (+29世帯-18世帯)

その 他

(1) 令和7年度国保運営協議会の実施予定



議案第 号

龍ヶ崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
龍ヶ崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。
令和7年 月 日提出

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

龍ヶ崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
龍ヶ崎市国民健康保険税条例（昭和41年龍ヶ崎市条例第34号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（課税額）</p> <p>第2条 省 略</p> <p>2 基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>66万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>66万円</u>とする。</p> <p>3 後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>26万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>26万円</u>とする。</p> <p>4 省 略</p> <p>（国民健康保険税の減額）</p> <p>第20条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、基礎課税額から別表第4に掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>66万円</u>を超える場合には、<u>66万円</u>）、後期高齢者支援金等課税額から別表第5に掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>26万円</u>を超える場合には、<u>26万円</u>）及び介護納付金課税額から別表第6に掲げる額を減額して</p>	<p>（課税額）</p> <p>第2条 省 略</p> <p>2 基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>65万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>65万円</u>とする。</p> <p>3 後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>24万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>24万円</u>とする。</p> <p>4 省 略</p> <p>（国民健康保険税の減額）</p> <p>第20条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、基礎課税額から別表第4に掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>）、後期高齢者支援金等課税額から別表第5に掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>24万円</u>を超える場合には、<u>24万円</u>）及び介護納付金課税額から別表第6に掲げる額を減額して</p>

得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) 省略

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

2 省略
3 省略

付 則

（施行期日等）

- この条例は、公布の日から施行し、改正後の龍ヶ崎市国民健康保険税条例（以下「改正後の条例」という。）第2条及び第20条の規定は、令和7年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 改正後の条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) 省略

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

2 省略
3 省略

【令和7年度 第1回 国民健康保険運営協議会における事前質問に対する回答】

●議事（1）国民健康保険税条例の改正内容について

	質問		回答
	該当ページ	質問内容	
1	—	加入状況等について ・加入者数、加入世帯数人数、滞納者数について	<ul style="list-style-type: none"> ・加入者数・世帯数：令和7年3月末現在で「14,809人・10,176世帯」 ・滞納者数（世帯数）：令和7年3月末現在で「656人（・420世帯）」
2	【2ページ】 条例改正の影響（限度超過世帯数および軽減世帯数）	条例改正による影響 ・賦課限度額3万円引き上げの影響額等について	<p>※国民健康保険税の令和6年度のデータでの参考値（令和7年度賦課決定前のため）</p> <p>・影響額と影響世帯数：</p> <p>令和7年度の限度額引き上げにより影響を受ける見込みの世帯数は医療分では約90世帯、後期支援金分では約150世帯となる。</p> <p>医療給付費分は、令和7年度の限度額超過世帯の増額分が88万円（1万円×88世帯）程度見込まれる。加えて、令和6年度の限度額超過世帯のうち、令和7年度の限度額を超過しない世帯が2世帯で、7,000円程度の増額、合わせておよそ90世帯で88万7,000円程度の増額が見込まれる。</p> <p>後期高齢者支援金分は、限度額超過世帯の増額分が240万円（2万円×120世帯）程度見込まれる。加えて、令和6年度の限度額超過世帯のうち、令和7年度の限度額を超過しない世帯が約30世帯で、25万円程度の増額、合わせておよそ150世帯で265万円程度の増額が見込まれる。</p> <p>※賦課限度額の引き上げであるため、賦課限度額に達する所得層（世帯）以外は税額の増加はない</p>